

離婚給付契約書

平成〇〇年〇月〇日、夫〇〇、妻△△を当事者とする離婚につき、両当事者の協議による合意に基づき、本書を作成する。これにより、両当事者は本書に掲げる事項についての債権及び債務の内容を了解し、以後、信義に基づきこれを履行するものとする。

第1条 離婚の合意

夫〇〇（以下、「甲」という）と妻△△（以下、「乙」という）は、合意のうえ協議離婚する。

第2条 親権者

甲乙間の子の長男□□（以下、「丙」という）と長女▽▽（以下、「丁」という）の親権者は乙とし、乙は丙及び丁を成年に達するまで、監護、養育することとする。

第3条 養育費

甲は乙に対して、丙と丁が各々成年に達する日の属する月まで、平成〇〇年〇月〇日から毎月末までに、子一人あたり月々〇〇円を、乙が指定する銀行口座への送金により支払うこととする。

2 前項の養育費は、経済事情の変動、丙と丁の健康や進学等の特別な事情その他の事情が生じたときは、甲乙の協議のうえ、増減できることとする。

第4条 面接交渉

甲は、丙及び丁と面接交渉ができるものとし、具体的な面接交渉の方法は、甲と乙が、丙及び丁の福祉に配慮し、協議のうえ定めることとする。

第5条 財産分与

甲は乙に対し、婚姻期間中に得た共有財産の清算として、金〇〇円を平成〇〇年〇月〇日までに、乙指定の銀行口座への送金により支払うこととする。

第6条 慰謝料

甲は離婚に際する自身の有責事実を認め、乙に対する慰謝料として、金〇〇円を平成〇〇年〇月〇日までに、乙指定の銀行口座への送金により支払うこととする。

第7条 住所及び居所変更等の通知義務

甲及び乙は、住所、居所等連絡先に変更が生じた際には、遅滞なく他方の当事者に通知しなければならない。

第8条 清算

甲及び乙は、本契約に定める以外には、名目の如何を問わず、相互に金銭その他の請求をしないこととする。

第9条 公正証書についての特約

甲が故意により前条までの債務の履行に及ばない場合は、ただちに前条までの記載内容を執行文付与認諾約款を付する公正証書としてあらためて作成することにつき、甲はこれを争いなく承諾するものとする。

第10条 書面の保有

当書面は2部作成し、甲乙各当事者が1部ずつ保有するものとする。

上記のとおり、両当事者の協議による合意が成立したので、これを証するため、本書を作成し、次に署名押印する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

甲 〇〇 〇〇

実印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

乙 △△ △△

実印